

(1) 契約の名称	令和8年度 自然資本共創型 経済×貢献人口循環モデル構築事業委託業務
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	産業観光課
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	岡山県英田郡西栗倉村大字長尾1464番地 一般財団法人西栗倉むらまると研究所 代表理事 河野 有吾
(5) 随意契約を行った理由（令第167条の2の規定及びその規定を採用した理由も明記）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 規定採用理由 本業務は、西栗倉村における関係人口及び観光客の現状やニーズを調査・分析するとともに、自然資本と地域外住民をつなぐ新たなプラットフォームのあり方を検討し、持続的な運営体制及び事業計画を策定するものである。 本業務の実施にあたっては、既存アプリケーション、ふるさと住民登録制度、ふるさと納税等の関連制度、自然資本への資金循環、地域外住民との関係性構築など、多岐にわたる要素を一体的に整理する必要がある。また、単なるシステム開発や制度調査ではなく、西栗倉村の自然資本、地域文化、コミュニティ、関係人口施策を踏まえた上で、将来的に地域内で持続的に運営可能なプラットフォームの構想及び運営計画を策定する高度な企画力及び調整力が求められる。 そのため、本業務は価格競争による事業者選定になじむものではなく、地域課題及び地域資源への理解、関係者とのネットワーク、制度・事業・地域運営を横断的に整理する能力、並びに継続的な事業推進能力が不可欠である。 このため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行うものである。
(6) 契約の相手方とした理由	一般財団法人西栗倉むらまると研究所は、西栗倉村と連携し、地域課題や地域資源に関する調査研究を行うとともに、村民、事業者、研究機関、企業等との連携を通じて、地域課題の解決及び持続可能な地域づくりに取り組んできた団体である。 同法人は、これまで関係人口の創出、地域内外の事業者・研究者等との連携、地域課題を起点とした共創事業の推進に関わってきており、西栗倉村の自然資本や地域コミュニティ、関係人口施策に関する知見を有している。 本業務では、既存施策の現状調査、地域外住民のニーズ把握、自然資本への資金循環の検討、法制度調査、アプリ設計に向けた戦略策定、プラットフォーム運営計画の策定など、地域の実情に即した総合的な検討が必要である。同法人は、村内外の関係者と連携しながら、地域資源と関係人口を接続する仕組みづくりを推進できる事業者であると判断されるため、契約相手方とするものである。
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手	

方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和8年6月1日
(9) 契約金額	10,000,000円
(10) その他村長が必要と認める事項	